

2021年度在学採用向け

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金および授業料等減免） における学業要件の判定基準

標記の件について、原則、下記の通り取り扱います。

1. 支援対象者の認定(採用)要件

【新入生】

次のA、B、Cのいずれかに該当する必要があります。(該当しない人は採用されません)

	学業等に係る基準	備考
A	高等学校等における評定平均値が3.5以上であること	・入試出願時点の評定平均値を使用する
B	高等学校卒業程度認定試験の合格者であること	
C	将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること	・「学修計画書」については、本学指定の様式にて提出すること

【2年生以上】

2020年度学年末の学業成績が次のA、Bのいずれかに該当する必要があります。(該当しない人は採用されません)

	学業等に係る基準	備考
A	GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること	・学年末成績表の累積GPA値で判定 ・学科回生を母数に上位1/2の基準GPA値を求め、その範囲内であるかを判定
B	修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること	・修得した単位数は、成績表の「修得卒業要件単位数」とする ・標準単位数 = 卒業要件単位数 ÷ 修業年限 × 在学年数 例えば、卒業要件が124単位で修業年限4年(編入生でない場合)の場合は、1年:31単位、2年:62単位、3年:93単位となる ・「学修計画書」については、本学指定の様式にて提出すること

ただし、学業成績が下記 適格認定の「廃止」の区分に該当する人は、採用されません。

2. 支援開始後の適格認定要件

毎年、学年末の学業成績により適格認定を実施します。次年度4月以降の支援について認定します。学業成績が著しく不良である場合、4月に遡って返還を求められます。また、年度途中で離籍(退学・除籍)により支援を終了する場合も、その時点で適格認定を実施し、学業成績が著しく不良である場合は返還が必要となります。

下記いずれかの基準に該当した場合、廃止もしくは警告区分が適用されます。

区分	学業成績の基準	備考
廃止 (支援の打ち切り)	1 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合	事実上、修業年限で卒業できないことが確定した場合 (例)・修得単位数が少なく、履修制限単位(1年間に申請可能な単位数)から逆算して修業年限で卒業要件が満たせない場合 ・卒業に必要な科目の履修前提条件が満たせず、修業年限で卒業要件が満たせない場合 など
	2 修得単位数が標準単位数の5割以下の場合	・修得単位数は、成績表の「修得卒業要件単位数」とする。 ・標準単位数 = 卒業要件単位数 ÷ 修業年限 × 在学年数 例えば、卒業要件が124単位で修業年限4年(編入生でない場合)の場合は、1年:31単位、2年:62単位、3年:93単位となる ・修得単位数が標準単位数の1割以下の場合は返還を求める
	3 履修科目の授業への出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合	・学修意欲の判定は、当該年度履修科目数のうち成績評価「*」の科目数割合を求め、これにより判定する(単位認定科目を除く) ・成績評価「*」の科目数割合による判定基準は、5割以上の場合を廃止(9割以上の場合は返還を求める)
	4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合	
警告	1 修得単位数が標準単位数の6割以下の場合(前の「廃止」の区分の2に掲げる基準に該当するものを除く)	・修得単位数は、成績表の「修得卒業要件単位数」とする ・標準単位数 = 卒業要件単位数 ÷ 修業年限 × 在学年数 例えば、卒業要件が124単位で修業年限4年(編入生でない場合)の場合は、1年:31単位、2年:62単位、3年:93単位となる ・「学修計画書」については、本学指定の様式にて提出すること
	2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合	・学年末成績表の当該年度GPA値で判定 ・学科回生を母数に下位1/4の基準GPA値を求め、その範囲内であるかを判定
	3 履修科目の授業への出席率が8割以下など、学修意欲が低い状況にあると認められる場合(前の「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く)	・学修意欲の判定は、当該年度履修科目数のうち成績評価「*」の科目数割合を求め、これにより判定する(単位認定科目を除く) ・成績評価「*」の科目数割合による判定基準は、2割以上の場合を警告対象とするが、特別な事情がある場合は都度判断する

※休学期間がある場合、また、転籍、再入、一括認定以外で入学した編入生など、状況に応じて別途対応することがあります。

※上記区分に該当する場合であっても、傷病・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合は都度判断します。